

# 標準見積書

平成 年 月 日

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会

御中

下記の通り御見積申し上げます。

工事名称: **案内標識設置工事 一式**

施工場所: \_\_\_\_\_

工事期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

支払条件: 工事基本契約書による

0 (施工費)

0 (法定福利費)

業者名: ○○○○○○

特記事項: 法定福利費の値引きは不可。

業者コード: 12\*\*\*\*\*

単位:円

項 目	摘 要	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	損 料・ 運 搬 単 価	金 額	施 工 関 係 者 法 定 福 利 費	稼 働 時 間	金 額
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
						0		0			0
<b>合 計</b>						<b>0</b>		<b>0</b>			<b>0</b>

消費税(施工費と法定福利費の合計額)は別途申し受けます。

※法定福利費欄の内訳は、健康保険料、厚生年金保険料並びに厚生年金基金掛金(加入事業所のみ)、児童手当拠出金、介護保険料、雇用保険料、労災保険料で記入する金額は稼働者の負担している法定福利費事業主負担額合計額を記入のこと。(円位未満切り捨て)

法定福利費に算出される金額 = 稼働時間 × 0.625%(1/20D\*1/8H) : 算定基礎率 = 1ヶ月を20日間、1日を8時間勤務

平成 25 年 9 月 10 日

標準見積書作成に当たっての基本的考え方

1. 見積書への明示方法

(1) 見積書表紙には必ず法定福利費を明示すること。

1) 見積条件

本見積書金額の法定福利費は施工にあたる労働者の社会保険料の内事業主負担分により算出

2) 項目

〇〇〇〇工事
〇〇〇〇工事
〇〇〇〇工事
合 計
法定福利費
総 合 計

2. 法定福利費(事業主負担額)の算出方法

雇用保険	1.05%
労災保険	1.00%
健康保険	5.35%.....東京都の場合
介護保険	0.75%
厚生年金	8.56%(児童手当拠出金は含まず)
合 計	16.683%

※上記法定福利費の他に児童手当拠出金がある。

児童手当拠出金率.....0.15%(全額事業主負担)

なお、厚生年金基金加入事業所の場合には厚生年金の事業主負担率は 97.6%になる。

注) 賞与支給対象者の算出には月給の他に賞与分の法定福利費もひと月あたり換算で加算する必要がある。

なお、政府管掌の健康保険料率は都道府県により若干異なる場合があるので実際に負担している料率により算出すること。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h25/1992-119695>

全国健康保険協会による政府管掌都道府県別健康保険料率表：URL↑

健保組合加入事業所の健康保険料率も異なるので加入している健保組合の料率により算出のこと。